

会則

1. 総則

第1条（名称・所在地・目的・運営および管理）

本クラブは、フィットネス&ヨガウップス（以下本クラブという）と称し、所在地は兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中2丁目575-6。本クラブは、スポーツを通じ会員の心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ると共に、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中2丁目575-6 有限会社ウップスコーポレーション（以下会社という）が運営、管理を行います。

2. 会員

第2条（会員）

- ① 本クラブは会員制とします。入会する際に定められた会員種別で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
- ② 会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第3条（入会手続き）

本クラブを利用する方は、本クラブ会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入しクラブの承認を得、契約を行った上で会員にならなければなりません。

第4条（入会資格）

本クラブに入会の資格を有する方は、16歳以上の方で、本クラブの趣旨に賛同し本会則を承認した方とします。尚、本クラブはその自由な裁量により入会申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。また、次の場合は入会することが出来ません。

- ① 暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員
- ② 刺青のある方(タトゥシールを含む)。
- ③ 伝染病、その他、他の方や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
- ④ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
- ⑤ 医師から運動を禁じられている方
- ⑥ 妊娠されている方
- ⑦ 過去に会社より除名等の通告を受けた方または本クラブ以外の会員制スポーツクラブ等より除名等の通告を受けた方
- ⑧ 年齢満16歳未満の方（高校生を除く）
- ⑨ クラブが他の会員に迷惑をかける恐れがあるまたは、その他好ましくないと判断した方。

第5条（未成年者）

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上入会申し込みを行うものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条（会員証）

- ① 会社は会員に対して会員証を発行し、会員が本クラブの施設を利用するときは、会員証を提示しなければなりません。
- ② 会員は会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を返還しなければなりません。
- ③ 会員は会員証を第三者に貸与することはできません。貸与した場合本クラブは、その会員を除名する

ことができます。

- ④ 紛失した時は速やかに所定の方法で再発行の手続きをとらなければなりません。

第7条（諸会費・諸料金）

- ① 会員はクラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日にクラブに納入しなければなりません。また、理由を問わずこれを返還しません。（第24、25条の場合も含む）
- ② 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等はクラブがこれを定めます。
- ③ 利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。
- ④ クラブは本クラブの運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において告示するものとします。
- ⑤ 月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。

第8条（退会）

- ① 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の5日迄に来店し書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。（代理人による手続きまたは電話による申し出は、受け付けられません。）また、未払い料金のある場合は完納しなければなりません。（退会希望月の月末迄の月会費を支払わなければなりません。）
- ② 会員の都合等により会費を3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。（但し、滞納分については未払い料金と判断し、ご請求させていただきます。）

第9条（会員名義の変更）

会員は、如何なる場合も、その会員資格を第三者に譲渡することはできません。

第10条（会員の休会）

会員が本クラブを休会する場合は（月払いの方に限る）、最長3ヶ月迄とし1ヶ月につき500円を納付のうえ休会届けを提出するものとします。

休会届けが提出されますと口座からの引落としが止まり、期日終了後自動的に引落としが再開されます。

第11条（諸手続き）

会員が入会申込書に記載した内容に変更が合った場合（住所変更等）も速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

第12条（会員除名）

会員が次のいずれかに該当した場合、クラブはその会員に催告をなし、資格停止処分あるいは除名処分等の処分をなすことができます。

- ① 本会則、その他クラブが定める諸規則に違反したとき。
- ② 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- ③ 会費、諸料金の支払いを怠ったとき。
- ④ 入会に際してクラブに虚偽の申告をしたとき。
- ⑤ クラブが本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。

第13条（会員資格喪失）

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ① 退会したとき。
- ② 除名されたとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 本クラブを閉業したとき。

第14条（健康管理）

会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。

3. 施設利用

第15条（諸規則の厳守）

会員は本クラブ施設利用に際して、クラブが別途定める規則、注意事項を厳守し本クラブ内ではスタッフの指示に従っていただきます。

第16条（入場禁止・退場）

クラブは会員が下記の項の一つに該当する場合は、その会員の本施設への入場禁止及び退場を命ずることができます。

- ① 伝染病、その他、他の方や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有する方、精神病疾患の方。
- ② 暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員。
- ③ 刺青のある方(タトゥシールを含む)。
- ④ 妊娠中の方。
- ⑤ 薬物常用者。
- ⑥ 酒気を帯びているとき。
- ⑦ 健康状態を害しており運動することが好ましくないと判断されるとき。
- ⑧ 他の施設利用者に迷惑をかける他判断されるとき。

第17条（損害賠償）

- ① 本クラブの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故についてクラブは一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴または紹介したビジターについても同様とします。但し、クラブに過失があると認めた場合には、クラブは一定の補償をするものとします
- ② 会員が本クラブの施設利用に際してクラブまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴または紹介したビジターについては、同伴または紹介した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

第18条（盗難）

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第19条（紛失物・忘れ物）

- ① 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、クラブは一切損害賠償の責を負いません。
- ② 忘れ物については、原則として2週間保管した後、処分させていただきます。

第20条（禁止事項）

- ① 許可なく館内を撮影すること。
- ② 許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。

- ③ 他人を誹謗、中傷すること。
- ④ 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- ⑤ 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑥ 施設内に落書きや造作をすること。
- ⑦ 動物を館内に持ち込むこと。
- ⑧ 危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑨ 館内での喫煙。

第21条（利用案内）

本会則に定めないクラブ運営事項については、利用案内またはクラブが別途定める規則に定めます。

4. 施設営業

第22条（営業時間）

営業時間は別途さだめます。但し、臨時に時間を変更する場合は原則として2週間前迄に施設内に掲示いたします。

第23条（休業・休館）

本クラブは、会社が別途定める休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

第24条（施設の閉鎖）

クラブは次の理由により、本クラブの全部または一部の施設を必要期間閉鎖することがあります。

- ① 気象、災害等により開業が不可能なとき。
- ② 施設の改造または修理のとき。
- ③ その他、運営が困難と判断したとき。

第25条（クラブの閉業）

クラブは次の理由により本クラブの閉業をすることがあります。

- ① 気象、災害等により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断した場合。
- ② 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

5. その他

第26条（ビジター）

本クラブは会員が同伴した会員以外のお客様（以下ビジターという）に施設をご利用いただくことができます。尚、この場合ビジターは別途定めた施設利用料金をお支払いいただきます。ビジターについても会則は適用されます。

第27条（日曜日の貸切）

2003年9月1日削除。

第27条（会則の改訂）

ジムは必要と認めた場合、本会則の改訂を行うことができます。尚、改訂内容は全会員に適用されるものとします。

附則

本会則は、2003年2月1日より施行いたします。

2003年12月1日、第10条改定。

2013年4月30日、第26条改定

2022年6月1日、第1条改定